

○国立大学法人筑波大学著作物取扱規程

〔平成17年2月24日〕
法人規程第5号
改正 平成20年法人規程第29号
平成21年法人規程第33号
平成22年法人規程第41号
平成23年法人規程第59号
平成24年法人規程第28号
平成26年法人規程第48号
平成31年法人規程第37号
令和4年法人規程第32号

国立大学法人筑波大学著作物取扱規程

(趣旨)

第1条 この法人規程は、国立大学法人筑波大学知的財産規則（平成16年法人規則第12号。以下「知的財産規則」という。）第7条の規定に基づき、国立大学法人筑波大学（以下「法人」という。）の職員（次条において「職員」という。）が創作した著作物（知的財産規則第4条第2項に規定する著作物をいう。以下同じ。）に係る権利の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この法人規程において「著作者」とは、著作物を創作した職員をいう。

(権利の帰属)

第3条 著作物に係る権利は、著作権法第15条第2項の規定に該当する場合を除き、著作者に帰属する。

(譲渡の申出)

第4条 知的財産規則第4条第3項の法人規程で定める著作物に係る権利の譲渡の申出に係る手続は、著作者が別記様式の譲渡申出書を、所属する組織の長を経て学長に提出することにより行うものとする。

(移転の適否の決定)

第5条 学長は、知的財産規則第4条第2項の申出に基づく著作物に係る権利の法人への移転の適否について、国際産学連携本部の審査結果に基づき、決定を行うものとする。

(契約の締結)

第6条 学長は、前条の規定により著作物に係る権利の法人への移転を承諾する旨の決定を行ったときは、別に定める様式により、速やかに、法人と著作者との間で、当該権利の移転に関する契約を締結するものとする。

(補償金の支払)

第7条 知的財産規則第6条第3項の規定に基づき定める補償金の種類は、法人が著作物に係る権利の実施又は処分により当該権利の創出に要した経費を超える収入を得た場合において、著作者から請求があったときに支払う実施補償金とする。

2 知的財産規則第6条第2項の法人の予算として配分することができるのは、前項の実施補償金を支払う場合に限るものとする。

3 知的財産規則第6条第2項の申出は、著作者が第9条第1項又は第2項の規定に該当することとなった場合には、取り下げられたものとして取り扱うものとする。

4 実施補償金の額は、国立大学法人筑波大学職務発明規程（平成16年法人規程第5号）別表第2の規定を準用して算出した額とする。

(共同著作者に対する実施補償金)

第8条 前条第1項の実施補償金は、当該実施補償金を受ける権利を有する著作者が2人以上あるときは、それぞれの持分に応じて支払うものとする。

(退職又は死亡した場合の実施補償金)

第9条 第7条第1項の実施補償金を受ける権利は、当該権利を有する著作者が退職した後も存続する。

2 前項の権利を有する著作者が死亡したときは、当該権利はその相続人が承継する。

(雑則)

第10条 この法人規程に定めるもののほか、著作物に係る権利の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この法人規程は、平成17年2月24日から施行する。

附 則（平20.3.31法人規程29号）

1 この法人規程は、平成20年4月1日から施行する。

2 国立大学法人筑波大学プログラムの著作物等に係る権利の移転に関する契約細則（平成17年法人細則第5号）は、廃止する。

附 則（平21.5.28法人規程33号）

この法人規程は、平成21年5月28日から施行し、改正後の国立大学法人筑波大学プログラムの著作物等取扱規程の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則（平22.7.1法人規程41号）

この法人規程は、平成22年7月1日から施行する。

附 則（平23.9.29法人規程59号）

この法人規程は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（平24.3.29法人規程28号）

この法人規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平26.3.27法人規程48号）

この法人規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平31.4.26法人規程37号）

この法人規程は、平成31年5月1日から施行する。

附 則（令4.3.24法人規程32号）

この法人規程は、令和4年4月1日から施行する。

譲渡申出書

年 月 日

国立大学法人筑波大学長 殿

所 属（系）

職 名

氏 名

印

国立大学法人筑波大学著作物取扱規程（平成17年法人規程第5号）第4条の規定に基づき、下記の著作物に係る権利を国立大学法人筑波大学（以下「法人」という。）に譲渡することを申し上げます。

記

1. 著作物の名称：

2. 著作者

著作者	氏 名	所 属・職 名	貢献度
学内代表著作者	印		%
学内共同著作者	印		%
	印		%
学外共同著作者	印		%
	印		%

（著作者が複数いる場合には、学内代表著作者は届け出る共同著作者及び当該者の貢献度について調整の上、記入してください。）

申出者連絡先（Eメールアドレス： 内線 ）

3. 他の知的財産権との関係

（関係がある場合は、当該権利の種類、名称、帰属関係等を記入してください。）

4. 学外共同著作者との関係

（学外共同著作者がいる場合は、当該者と共同研究中かどうか、契約書があるかどうかなどを記入してください。）

5. ライセンスの方針及び形態

(相手先を指定したいのか、法人に一任するのか、著作物の書換えを認めるのかなどを記入してください。)

6. 創作に使用した研究経費 (※ J S T、N E D O等の研究経費であればその旨を記入してください。)

使用した研究経費	研究経費 (総額)	創作に要した額	使用年度
運営費交付金			
寄附金			
学外共同研究費			
受託研究費 (※)			
文部科学省科学研究費補助金			
私費			
その他 ()			
合計			

7. 創作に使用した研究施設及び設備 (所有している組織等)

8. 著作物の概要 (「別紙」に記入してください。)

9. その他参考事項

(別記様式関係)

(別紙)

項 目	内 容
【著作物の名称】	
【技術分野】 ・何についての著作物なのかを記入すること。	
【著作物の概要及び特色】	
【産業上の利用可能性】 ・この著作物が活かされる用途を記入すること。	

各エリア支援室等	受付年月日	産学連携企画課	受付年月日